

令和6年第4回定例会
営業戦略農林水産委員会資料

	(頁)
1 諸般の報告	2
2 付託案件	11

令和6年12月10日
営業戦略部

1 諸般の報告

(1) 観光誘客の促進

① 観光需要の喚起

○茨城アフターデスティネーションキャンペーン（アフターＤＣ）の実施状況について

ア 特別企画等の実施

- ・市町村や地域の観光事業者、ＪＲ等と連携し、250を超える特別企画・地域イベントを展開中（令和６年10月～12月）

イ 集中プロモーションの展開

- ・ＪＲ東日本管内駅・電車内、県内の道の駅・高速道路サービスエリア・観光施設等におけるポスターの掲出やガイドブックの設置
※11月はＪＲグループ６社管内駅でポスターの掲出
- ・「いばらき若旦那」とタイアップした観光宣伝
- ・ＰＲ動画「逆襲のイバラキ」「茨城のチカラ」の制作・配信
- ・キャンペーンとのタイアップ商品「茨城けんちんそば」の全国販売
- ・在京テレビ局をはじめとするメディアへの情報提供、ＳＮＳを活用した情報発信の強化

ウ セレモニー・イベントの開催

○茨城アフターＤＣ開幕直前ＰＲイベント

- ・内 容：国内滞在中の外国人旅行者等を対象とした本県観光のＰＲイベントを開催（約1,000人来訪）
- ・期 日：令和６年９月30日（月）
- ・場 所：ジャパンレールカフェ東京、IBARAKI sense

○茨城アフターＤＣオープニングセレモニー

- ・内 容：キャンペーンを周知する式典や水戸駅発の企画列車のお見送りイベントを実施（約300人来訪）
- ・期 日：令和６年10月５日（土）
- ・場 所：水戸駅

エ キャンペーンの反響等

○メディア報道の状況

在京キー局をはじめとするテレビのほか、新聞、ネットニュース等において、多数の報道・紹介実績あり。

<主なメディア報道等の実績（11月30日現在）>

・テレビ 26件 ・新聞、ラジオ 155件 ・WEB 181件

○主な特別企画等の実績（11月30日現在）

地域	企画名	実績等
県央	Night Park OARAI	来場者数 3日間で55,000人（光の体感コンテンツを追加、昨年比 15,000人増）
	ほしいも神社 DC特別仕様御朱印	当初予定した1,000枚全て頒布終了、追加制作予定。（新規企画）
県北	竜神大吊橋 コタツで星空 観賞会・ビアガーデン	コタツ：20名定員のところ32名応募有り （コタツを増やして全員対応） ビアガーデン：53人（新規企画）
	大子おやき学校 夜間授業 音楽の時間・家庭科の時間	来場者数150人（全2回） （昨年のDCから定番化）
県西	ザ・ヒロサワ・シティ ユメノバ 鉄道車両の運転席特別公開	3日間で1,230人来場 （今年初開催イベント）
	桜川三塔巡り（特別御朱印台 紙の配布、マルシェの開催等）	参加者数1,000人超（クラウドファン ディングの成功により実現した新規企画）
県南	ワープテアトルつくばみらい 2024（演劇・肝試し体験）	申込400人超過 ※実人数392人 （定員400人）
	筑波山ゲートパーク体感型謎解き ゲーム『機密文書を回収せよ！』	7,300人参加（DCを契機に昨年12月 から開始した継続企画）
鹿行	ユーリカ号から見る鹿島港 工場夜景 ナイトクルーズ	運行予定の8便（各便24人定員）すべて 予約満員、3便追加販売も即日完売
	潮来SUPクルージング （前川でのSUP体験）	100人参加（4月～11月、DCを契機に開始 後通年化。予約満員の日も多数発生）
広域	『水戸線にやってきた謎の使いと 3つの試練』（沿線周遊謎解き）	200人参加（DCでも人気を博した謎解きと JRのタイアップ企画）
	TRAIN BAR 常陸野（水戸～土 浦間のバー列車）	130人参加（「いばらき若旦那」とJRのタイ アップ企画）

② インバウンド誘客に向けた取組

○韓国における知事トップセールス

【Come On! IBARAKIキャンペーン記者発表】

現地メディアに向けて、知事自らプレゼンテーションを実施し、ゴルフ等の本県観光コンテンツや本県独自の旅行割「Come On! IBARAKIキャンペーン」をアピール。

- ・期 日：令和6年10月4日（金）
- ・場 所：ロッテホテルソウル
- ・参加者：現地メディア等 27社

【インターパークトリプルとのMOU締結】

本県への韓国からの誘客促進に向け、韓国の大手オンライン旅行会社「インターパークトリプル」と相互協力に関するMOUを締結。

- ・期 日：令和6年10月4日（金）
- ・場 所：ロッテホテルソウル
- ・参加者：大井川知事、インターパークトリプル チェ フィヨンCEO
- ・連携の概要
 - 県内の観光コンテンツの商品化
 - 商品の販売促進に向けたプロモーション
 - その他、韓国からの誘客及び本県への送客の推進

【実施結果】

- ・現地メディア126社が記事掲載
- ・旅行割キャンペーンに合わせ、約20社が本県向けツアー商品を造成



記者発表の様子



MOU締結の様子

③ 茨城空港の現状

ア ^{チョンジュ}清州（韓国）便の新規就航及び上海・西安定期便の運航再開について

- ・12月3日から、韓国の航空会社エアロKが初めて^{チョンジュ}清州との連続チャーター便の運航を開始
- ・12月24日から、春秋航空が上海定期便を1年2か月ぶりに、また、西安定期便を4年10か月ぶりに再開

発着空港	運航便数	運航期間
^{チョンジュ} 茨城－清州	3往復/週 (火、木、土)	令和6年12月3日～令和7年3月4日
^{プードン} 茨城－上海(浦東)		令和6年12月24日～
^{カンヨウ} 茨城－西安(咸陽)		令和6年12月24・26・28日の特別運航

イ 茨城空港発着チャーター便の運航計画

○フジドリームエアラインズ（FDA）

【出雲へのチャーター便の運航】

- ・内 容：出雲大社など島根県の観光名所をめぐる3日間のツアー
- ・期 間：令和7年1月24日（金）～26日（日）※2泊3日

【名古屋（小牧）からのチャーター便の運航】

- ・内 容：茨城県内及び日光・福島方面をめぐる3日間のツアー
- ・期 間：令和7年1月24日（金）～26日（日）※2泊3日

ウ 茨城空港のあり方検討会の第2回開催結果

【検討会の目的】

- ・令和5年10月から民航機の着陸ルールの弾力的な運用が開始された。
- ・これを踏まえ、新たなチャーター便や定期便の路線誘致により一層取り組むとともに、本県のさらなる発展のために、有識者、県内経済・観光団体や空港関係者等による検討会を設置し、茨城空港の今後の進むべき方向性（将来ビジョン）を取りまとめる。

【開催概要】

- ・期 日：令和6年11月6日（水）
- ・出席委員：

有 識 者	茨城大学教授【座長】 桜美林大学教授
地元自治体	小美玉市
経済・観光団体	茨城県経営者協会 茨城県観光物産協会 日本旅行業協会
エアライン	スカイマーク(株) タイガーエア台湾日本総代理店(株)ワールドコンパス)
空港関係者	茨城県開発公社 羽田タートルサービス(株) 三愛アビエーションサービス(株)

※オブザーバーとして、国土交通省、防衛省及びCIQ関係機関が出席

【スケジュール】

日程	議題（予定）
第1回 （8月1日）	・茨城空港の現状と今後果たすべき役割
第2回 （11月6日）	・茨城空港への期待や役割 ・役割を果たすために必要な取組や空港機能
第3回、4回 （2～3月頃）	・空港が今後進むべき方向性（将来ビジョン（案））

※検討会からの提言を踏まえ、県として将来ビジョンを決定

【第2回検討会の結果概要】

航空関係者や経済団体・旅行団体、一般の方々に対する茨城空港への期待や役割についてのヒアリング・アンケート調査を踏まえ、意見交換を実施。

（出席者からの主な意見）

- ・空港の発展のために、まずは安定した就航を図ることが必要であり、プロモーションに力を入れるべき。
- ・狭隘化した空港ターミナルビルや誘導路など需要に合わせた拡充を行うべき。
- ・地元の意向や将来を見通した上で、鉄道駅からのアクセス向上や利用者が利用しやすく、分かりやすい案内に努めるべき。
- ・人手不足に対応するため、空港のスマート化を進める必要がある。
- ・将来の望ましい形をビジョンとして示していければよい。

今後、上記意見に基づき、茨城空港の将来ビジョンとして取りまとめを行う。

（2）プロモーションの展開

① VTuberグループ「にじさんじ」との連携

若年層への魅力発信強化をねらいとして、業界最大手のANYCOLOR(株)が運営するVTuberグループ「にじさんじ」と連携した動画を制作・配信。

ア 実施内容

○コラボレーション動画の生配信

【第1弾】

- ・内 容：シン・いばらきメシ総選挙
茨城の紅葉等のPR
- ・配信日：令和6年9月25日（水）20時～



【第2弾】

- ・内 容：アフターDC企画
IBARAKI sense等のPR
- ・配信日：令和6年11月12日(火)19時～



○駅等へのコラボポスター掲出

【掲出場所】

- ・駅：JR常磐線、つくばエクスプレス等の駅構内
(第1弾 55駅、第2弾 73駅)
- ・その他：いばらきフラワーパーク、ほしいも神社等動画紹介スポット

イ 実績

○ターゲットとしていた若年層の視聴を多数獲得

【配信実績】

(11/30現在)

	第1弾	第2弾	備考
同時視聴者数	7,300人	8,200人	R6いばキラTV平均 約650人
動画再生回数	107,000回	84,000回	R6いばキラTV平均 約13,000回
13～34歳割合	73%	83%	R6いばキラTV平均 約20%

○紹介スポットや駅ポスター等を目的とした来県を多数確認

X(旧ツイッター)関連投稿数：28,000件以上(第1弾、第2弾合計)

【上位投稿内容】

- ・駅や観光施設のポスター撮影
- ・シン・いばらきメシ総選挙
- ・紹介観光地の訪問(いばらきフラワーパーク、竜神大吊橋等)

(3) ブランド化・販路拡大の取組

① 「栗」のPR

ア 笠間マロンコレクション2024

県内の菓子店16店舗が、モンブラン、和菓子、菓子パンなど笠間の栗を使用したスイーツを販売した結果、販売客数及び総売上額ともに、昨年度を上回った。

【開催概要】

- ・期 間：令和6年10月31日(木)～11月6日(水)
- ・会 場：ルミネ池袋 B1 プリズムガーデン

イ かさまの御栗物

日本一の栗産地「笠間」をPRするため、購入者が好きなタイミングで本場の栗のおいしさを楽しめるよう、桐箱に栗ペーストやモンブラン絞り器、笠間焼等を詰め合せた特製のアソートギフトを販売。

- ・期 間：令和6年9月17日（火）～12月31日（火）
- ・販売店：IBARAKI sense オンラインストア
- ・価 格：15,000円（税込）
- ・販売数：40個

② 「栗」の販路拡大

○ミシュランガイドに掲載されるフレンチの名店「Nabeno-ISM」での「笠間の栗」を使用したメニューフェア初開催

- ・期 間：令和6年11月12日（火）～11月30日（土） 都内1店舗

○高級果実専門店「京橋千足屋」で「飯沼栗」の販売強化

- ・期 間：令和6年11月5日（火）～11月下旬 都内5店舗

※その他、ミシュランガイド掲載のイタリアンの名店「RISTORANTE HONDA」（都内1店舗）、有名スイーツ店「ジョエル・ロブション」（都内7店舗）や「Made in ピエール・エルメ」（全国8店舗：都内5店舗、関西2店舗、九州1店舗）等でも茨城県産「栗」を使用したメニューを提供

③ 茨城をたべよう収穫祭～いばらき魅力まるごと出張所～の開催

豊富な農林水産物や体験コンテンツなど本県の魅力を広く発信するイベントを開催。

【開催概要】

- ・期 間：令和6年10月26日（土）、27日（日）
- ・会 場：ウマイルスクエア（東京都品川区 大井競馬場内）
- ・出店者数：124事業者
- ・来場者数：27,000人（2日間計）
- ・メディア露出：グッド！モーニング（テレビ朝日）、読売新聞、茨城新聞、日本農業新聞ほか

(4) 国際ビジネスの推進

① 中国における知事トップセールスについて

外資系企業の誘致を促進するため、知事が中国の上海を訪問し、投資意欲が旺盛な中国企業を対象とした「茨城県対日投資セミナー」や精密加工分野の技術開発を目指す中国企業と県内企業との協業を目的とした「精密加工技術フォーラム」を開催。

ア 茨城県対日投資セミナー

- ・期 日：令和6年10月15日（火）
- ・場 所：グランドミレニアムホテル
- ・参加者：中国側 中国企業約100社（精密機械、素材メーカー等）
県 側 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構、
県内企業3社

【開催結果】

- ・投資意欲が旺盛な中国企業約100社の参加を得て、知事自らが本県の優れた立地環境などをアピールしたほか、県内事業者からは自社の優れた技術力等のPRを実施。
- ・参加者から「今回のセミナーにより、茨城県へ進出意欲が更に高まった」などのコメントが多数寄せられるなど、大盛況であった。



本県をアピールする知事



セミナー会場の様子

イ 精密加工技術フォーラム

- ・期 日：令和6年10月16日（水）
- ・場 所：上海国際貿易センター
- ・参加者：中国側 中国企業10社
県 側 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構、
県内企業3社

【開催結果】

- ・知事や県内企業による本県の優れた立地環境や共同研究拠点の設置の利点、技術力の高い県内企業との連携の魅力等に関するプレゼンテーションや県内企業と中国企業による面談を実施。
- ・中国企業から「茨城県での研究・開発、製品組立について連携を模索したい」などの声が寄せられるなど、今後の本県への拠点設置や県内企業との協業・連携等が期待される結果となった。



県内企業によるプレゼンテーション



県内企業と中国企業との面談

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

①

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

第156号議案

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の設置及び管理に関する条例（昭和46年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 宿泊利用料金の表を次のように改める。

1 宿泊利用料金（1人1泊につき）

（単位 円）

部 屋 の 区 分	利 用 料 金
一般室	18,500 (10,300)
特別室	27,000

備考

- 括弧内は、身体に障害があり、車椅子の使用を必要とする者及びその同伴者が一般室（和室を除く。）を利用する場合に適用する利用料金である。
- この表に掲げる利用料金には、入湯税及び食事代は含まない。

付 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の承認（承認を受けた日の変更の承認を含む。以下同じ。）を受けた者に係る利用料金又は使用料の額について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第1に掲げる額の範囲内において、施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は使用料の額を定めることができる。

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第163号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
茨城県大洗マリンタワー	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

⑥

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案概要説明書

(第 2 綴)

茨 城 県

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
営業企画課				
営業企画・広報費				
営業総務費	16,775	—	16,775	職員給与費等 9,102 (現計 168,413) 観光物産諸費 7,673 (現計 12,375)
プロモーションチーム				
営業企画・広報費				
広報総務費	1,936	—	1,936	職員給与費等 (現計 56,159)
国際渉外チーム				
国際渉外費				
国際渉外総務費	2,958	—	2,958	職員給与費等 (現計 93,640)
販売戦略課				

(32)

販売流通費				
販売流通総務費	3,717	—	3,717	職員給与費等 (現計 54,817)
農産物販売課				
農産物輸出促進費				
農産物輸出促進総務費	3,150	—	3,150	職員給与費等 (現計 43,689)
加工食品販売チーム				
グローバルビジネス支援費				
グローバルビジネス支援総務費	1,779	—	1,779	職員給与費等 (現計 52,501)
観光戦略課				
観光物産費				
観光物産総務費	5,237	—	5,237	職員給与費等 (現計 148,680)
観光誘客課				

観光物産費				
観光物産総務費	3,330	—	3,330	職員給与費等 (現計 97,138)
空港対策課				
空港対策費				
空港総務費	5,166	—	5,166	職員給与費等 (現計 149,572)
営業戦略部計	44,048	—	44,048	

事 項 予 算 額 特定財源種目金額 一 般 財 源 備 考

令和6年第4回定例会
営業戦略農林水産委員会資料

(頁)

- | | | | |
|---|--------|--|---|
| 1 | 【付託案件】 | 茨城県国民宿舎「鶺鴒の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶺鴒の岬」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 2 | 【付託案件】 | 指定管理者の指定について
(茨城県大洗マリンタワー) | 4 |

令和6年12月10日
営業戦略部

条 例 （案） の 概 要

営業戦略部 営業企画課

条例の名称	茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の設置及び管理に関する条例【一部改正】									
1 制定（改正）の理由・根拠	茨城県立国民宿舎「鵜の岬」の宿泊利用料金について、所要の改正をしようとするもの。									
2 制定（改正）の目的	指定管理者による運営の自由度を高め、サービスの維持・向上を図るため、宿泊利用料金の上限額等の改正を行う。									
3 背景・必要性	平成9年の新館建設から27年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、鵜の岬の改修等を計画的に行っていく必要がある。 団体客から個人客への旅行形態の変化による利用客の減少や近年の物価高騰、賃金上昇等により鵜の岬のサービス維持に影響が生じている。									
4 内 容	1 宿泊利用料金の上限額等の改定 ・1室1人利用の金額（上限額） <table><tr><td>部屋の区分</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>一般室</td><td>11,880 円</td><td>18,500 円</td></tr><tr><td>特別室</td><td>18,150 円</td><td>27,000 円</td></tr></table> ※上記上限額については、夏季等加算料金相当分を含む。 ※夏季等加算料金相当分については、上限 2,200 円→3,300 円に引上げ。 2 夏季及び年末年始等加算料金の規定の削除及び加算料金の再整理 ・夏季及び年末年始等加算料金の規定を削除し、宿泊利用料金に含めることとする。	部屋の区分	改正前	改正後	一般室	11,880 円	18,500 円	特別室	18,150 円	27,000 円
部屋の区分	改正前	改正後								
一般室	11,880 円	18,500 円								
特別室	18,150 円	27,000 円								
5 効果・影響	宿泊利用料金の改定により、計画的な施設の修繕と指定管理者によるサービスの維持・向上が図られる。									
6 施行日	令和7年4月1日 (条例改正後、3か月程度の周知期間を設け、令和7年4月1日以降の予約受付分から新料金を適用する。)									

7 参考事項

(1) 一般的な宿泊利用料金の例（1室4人利用（繁忙期以外）の場合）

部屋の区分	改正前	改正後（※）
一般室（5階和室浴室なし）	6,930 円	10,780 円

※夏季及び年末年始等の繁忙期は、上記に加え最大 3,300 円を加算。

※夏季等加算料金相当分を除いた室料 1,100 円～7,700 円（平均 3,500 円）の値上げを想定。

(2) 他施設の宿泊利用料金の例

宿泊利用率上位の国民宿舎（1泊2食付き）

①【1室2人利用】14,200 円～22,700 円（和室 32 m²）

※1室1人利用不可

②【1室2人利用】16,100 円～23,800 円（和室 32 m²）

※1室1人利用不可

県内の共済組合施設（1泊2食付き）

①【1室1人利用】36,329 円～46,493 円（洋室 34 m²）

【1室2人利用】22,777 円～29,069 円（同上）

②【1室2人利用】19,500 円～26,500 円（和室 55.4 m²）

※1室1人利用不可

(3) 県有施設・県出資団体等調査特別委員会における国民宿舎「鵜の岬」等に係る提言

[第5回] R5.12.21

・指定管理者から現場の意見を聞いた上で、人件費率や原価率が高いことが要因である低い収益率の改善や室料を改定した場合の試算を行うなど、大きな課題である収益構造の改善に向けて、早急に対応策を検討することが必要である。

[第11回] R6.9.3

・将来の大規模修繕等に備えた料金改定を中心に、最優先で取り組むべき課題に対して速やかに検討を進め、方針を決めていくべきである。

(4) 国民宿舎「鵜の岬」利用人数（宿泊利用率）

令和元年度 59,800 人（82.9%）

令和2年度 39,867 人（63.6%）

令和3年度 40,909 人（62.5%）

令和4年度 56,699 人（77.8%）

令和5年度 58,125 人（79.8%）

提出議案（条例は除く）の概要

営業戦略部 営業企画課

議案の名称	指定管理者の指定について（茨城県大洗マリンタワー）
1 予算額	—
2 現況・課題	・茨城県大洗マリンタワーは、県民が港と海に親しみながら、その理解を深めることを目的として設置。 ・「茨城県大洗マリンタワーの設置及び管理に関する条例」に基づき、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行っている。
3 必要性・ねらい	茨城県大洗マリンタワーの指定管理期間が令和 6 年度末をもって満了するため、令和 7 年度からの指定管理者の指定を行うもの。
4 内 容	（１）指定の内容 ① 施設名 茨城県大洗マリンタワー ② 指定管理者候補者 大洗町 ③ 指定管理期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（１年間） （期間を 1 年間とする理由） ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向け、周辺地域の一体的な開発が検討されており、状況の変化に速やかに対応できるようにするため。 （２）選定方法 非公募 （３）非公募の理由 当該施設は大洗町が町のシンボルとして管理運営を行っている施設であり、観光振興の観点から、町の観光対策と連携した利活用を図っていく必要があるため。 （４）指定管理者に係る債務負担行為限度額 なし（利用料によって管理運営を行うため）
5 参考事項	（１）指定管理者候補者の選定経緯等 ・申請者数 1 団体（大洗町） ・選定委員会 5 名（うち外部委員 3 名、県側委員 2 名） ・選定委員会開催状況 令和 6 年 10 月 10 日 選定結果：指定管理者候補者として全会一致により選定 （２）選定基準 ・県民の平等利用の確保 ・施設の効用の最大限の発揮 ・経費の節減 ・業務を安定して行う物的・人的能力

茨城県大洗マリンタワーの指定管理者候補者の選定結果について

営業戦略部営業企画課
(TEL029-301-3609)

茨城県大洗マリンタワーの管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県大洗マリンタワーの指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和7年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	大洗町										
2 指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間										
3 応募団体数	候補者を含めて1団体（非公募）										
4 選定方法											
(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：2名										
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査										
(3) 選定基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th><th>審査項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県民の平等利用の確保</td><td>・県民の平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td></tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の発揮</td><td>・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。</td></tr> <tr> <td>3 経費の節減</td><td>・効率的な管理運営が行えるか。</td></tr> <tr> <td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td><td>・安定的な経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 ・適切に個人情報情報を管理できるか。</td></tr> </tbody> </table>	選定基準	審査項目	1 県民の平等利用の確保	・県民の平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定的な経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 ・適切に個人情報情報を管理できるか。
選定基準	審査項目										
1 県民の平等利用の確保	・県民の平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。										
2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。										
3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。										
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定的な経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 ・適切に個人情報情報を管理できるか。										
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、大洗町を指定管理者候補者として選定しました。 ・計画書の内容に具体性があり、施設の設置目的を理解した内容となっており、適正に事業を遂行できる内容となっている。										